

(資料3 - 1)

平成28年9月7日

福祉局生活福祉部長

坂田 洋一 様

福祉局高齢者施策部長

河野 圭司 様

福祉局障がい者施策部長

中島 進 様

健康局健康推進部長

高野 修一 様

こども青少年局子育て支援部長

工藤 誠 様

教育委員会事務局総務部長

小川 芳和 様

西成区地域支援調整チーム

座長 横関 稔

#### 地域支援調整チームからの意見について

平成28年8月30日に開催しました西成区地域支援調整チーム代表者会議におきまして別紙のとおり決議されましたので意見します。

各意見項目の文末に所管部局を明記しています。

**西成区障がい者自立生活支援調整協議会**  
**平成27年度 西成区から局への意見（抜粋）**

**10. 大阪市におけるアルコール関連問題への行動計画について**

西成区では、不適切な飲酒によって引き起こされる健康問題や社会問題（以下、「アルコール関連問題」とする）を抱える事例が多くみられ、保健・医療・福祉各分野の相談支援機関が連携してきめ細かい支援を展開している。アルコール依存症は精神疾患とされるが、アルコール関連問題は精神科領域のみならず、身体的な健康問題や介護問題、家族問題や経済問題などの社会的な問題に至るまで多岐に影響を及ぼす。身体的な問題においてはアルコールの不適切な摂取が、がん、膵炎、肝機能障害など様々な内科疾患を併発させる。

重症例も多く、アルコール専門医療機関への通院や入院以前に、内科治療を優先させる必要があることも少なくない。しかし、アルコール関連問題があることを理由に、内科医療機関が受診を断ることもしばしば起こっている現状がある。また、介護事業所は介護の最前線でアルコール問題を抱えた利用者の対応に苦慮している。さらに、近年増加している女性のアルコール問題は、DV問題や子育てに関する問題に及ぶことも多くみられるが、これに対しても同様のことが言える。アルコール問題自体にまで適切に介入が出来ず、状況に応じた有効な支援体制を構築することができていないのが現状である。従って、アルコール関連問題への支援には、アルコール専門医療機関と内科医療機関、介護事業所や障がい福祉サービス事業所、こども相談センターやDV相談窓口、学校等の教育機関等、多岐に渡る連携が必要不可欠である。

平成26年6月に施行された「アルコール健康障害対策基本法（以下、「基本法」とする）」について、国は2年以内に、都道府県はそれをもとに地域の実情に即した推進計画を策定することが定められている。現在関係者会議で国の基本計画についての議論が行われており、大阪市でも計画が準備され、今後対策が強化される運びである。計画策定に向けて各区単位でもアルコール関連問題を抱える市民の心身における健康の向上と安心できる生活の実現、ひいては社会的損失の抑制のために、大阪市として、どのような計画を策定されるか、そのためのニーズの調査などについて具体的な行動計画をお示し頂きたい。（健康・こども）

## 11. 酒害教室について

これまでも継続されてきた酒害教室については、西成区をはじめ 12 区で開催されているが、市内 24 区の半分でしかない。また、西成区など一部の区を除いて、月 1 回のみの開催にとどまっている区が多いのが現状であり、さらに、予算縮小を迫られている区もあると聞く。折しも平成 28 年 6 月以降、「アルコール健康障害対策基本法」における国の基本政策が制定され、自治体の計画も策定していくという時期に、既存の事業である酒害教室の予算を縮小するとはどういうことなのか。アルコール依存症は、一般的な疾患と同様、予防が重要である。保健福祉センターにおける酒害教室は予防という観点からも有効であると言える。都市部においては、大阪府下でも数少ない衰退していない行政の事業であり、守り育てていくことは、大阪市の計画の柱ともなりうる。これを縮小してどのような新規計画を立てておられるのか、お教え頂きたい。

アルコール依存症を持つ市民が、回復に不可欠な自助グループに定着することは、「否認の病」と言われることが示すように、多くの時間と機会を必要とする。現在、断酒会や AA など、現在自助グループに定着している人の中には、酒害教室の経験者が多いことから、酒害教室が自助グループにつなぐパイプ役を担っており、定着に必要な多くの時間と機会を提供していることがわかるさらに、昨今より高齢者、女性のアルコール問題や、依存症予備軍が増加している中、高齢者、女性の参加しやすい昼間に開催されている社会的意義も大きい。内容としては、アルコール専門医療機関の医師やコメディカルスタッフ（医師、看護師以外の医療従事者）を招聘しており、酒害者本人のみならず、参加する家族や地域の支援者にとっても、貴重な疾病教育の場ともなっている。加えてアルコール関連問題をもつ市民が酒害教室参加のために保健福祉センターへ足を運ぶことが、行政の相談窓口につながりやすくなるという効果が見逃せない。アルコール問題を抱える市民が、酒害教室への参加をきっかけに相談につながったというケースもあり、潜在的なアルコール問題の掘り起しとしても有効であると言える。

潜在化しやすいアルコール問題に、適切なアウトリーチを行う責任が行政にはあり、アウトリーチ機能を併せ持つ酒害教室を参加人数で評価することは本末転倒である、目に見える数字だけにとらわれず、目に見えない効果に注目し、総合的に考える必要がある。期待される効果に基づいて、今後、全区での開催と、より高い頻度での開催を検討いただきたい。（健康）

#### 15. 薬物関連問題に対応できる医療従事者の確保について

西成区では、薬物関連問題事例が多い。単身者のみでなく、乳幼児を持つ若い母親も多く、児童虐待問題として追跡している事例も少なくない。薬物依存症者は医療につなぐまでの関わりに時間がかかり困難であるが、医療を受ける段階まで支援しても、受診できる医療機関がなければ、支援は途絶えてしまう。現在、薬物依存症者の診療を断わる医療機関は多く、専門医療機関は市内にほとんどない状況である。専門知識を持った医師の養成および技術支援を早急に行い、精神科医療機関に薬物問題専門医の設置について補助する等の対策を強く求める。(健康)

#### 16. 精神障がい者の救急医療体制について

精神科合併症の救急医療システムの運用が平成27年8月から開始されてはいるものの、依然として精神障がい者が他疾患治療目的で治療や入院を希望しても、その障がい特性や症状を理由に受け入れしてもらえないことがある。大阪市民病院機構所管をはじめ公的な医療機関等が主体的かつ積極的に受け皿となるようその体制づくりを進めるよう意見する。(健康)

## 西成区地域支援調整チームからの意見に対する回答(案)について

西成区
10. 大阪市におけるアルコール関連問題への行動計画について
意見概要
<p>西成区では、不適切な飲酒によって引き起こされる健康問題や社会問題(以下、「アルコール関連問題」とする)を抱える事例が多くみられ、保健・医療・福祉各分野の相談支援機関が連携してきめ細かい支援を展開している。アルコール依存症は精神疾患とされるが、アルコール関連問題は精神科領域のみならず、身体的な健康問題や介護問題、家族問題や経済問題などの社会的な問題に至るまで多岐に影響を及ぼす。身体的な問題においてはアルコールの不適切な摂取が、がん、膵炎、肝機能障害など様々な内科疾患を併発させる。</p> <p>重症例も多く、アルコール専門医療機関への通院や入院以前に、内科治療を優先させる必要があることも少なくない。しかし、アルコール関連問題があることを理由に、内科医療機関が受診を断ることもしばしば起こっている現状がある。また、介護事業所は介護の最前線でアルコール問題を抱えた利用者の対応に苦慮している。さらに、近年増加している女性のアルコール問題は、DV問題や子育てに関する問題に及ぶことも多くみられるが、これに対しても同様のことが言える。アルコール問題自体にまで適切に介入が出来ず、状況に応じた有効な支援体制を構築することができていないのが現状である。従って、アルコール関連問題への支援には、アルコール専門医療機関と内科医療機関、介護事業所や障がい福祉サービス事業所、こども相談センターやDV相談窓口、学校等の教育機関等、多岐に渡る連携が必要不可欠である。</p> <p>平成26年6月に施行された「アルコール健康障害対策基本法(以下、「基本法」とする)」について、国は2年以内に、都道府県はそれをもとに地域の実情に即した推進計画を策定することが定められている。現在関係者会議で国の基本計画についての議論が行われており、大阪市でも計画が準備され、今後対策が強化される運びである。計画策定に向けて各区単位でもアルコール関連問題を抱える市民の心身における健康の向上と安心できる生活の実現、ひいては社会的損失の抑制のために、大阪市として、どのような計画を策定されるか、そのためのニーズの調査などについて具体的な行動計画をお示し頂きたい。</p>

## 回 答

平成 26 年 6 月 1 日アルコール健康障害対策基本法（以下「基本法」という。）が施行され、平成 28 年 5 月には国においてアルコール健康障害対策推進基本計画が策定されました。

基本法には、都道府県に対して「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」（以下「都道府県計画」という。）を策定することが努力義務規定として定められており、大阪府においては、平成 29 年度中の「大阪府アルコール健康障害対策推進計画」（仮称）（以下、「府計画」という。）策定に向けて準備を進めていると聞いております。

また、基本法によると、都道府県計画は、都道府県の実情に即した計画であることが求められており、大阪府においても府内全域の実情に即した計画が策定されることになります。

したがって、府計画策定の際には、本市としても意見反映を行う必要があると考えており、今後、大阪府が設置する関係団体の協議の場へ参画していく方向で、現在大阪府と調整を行っております。

担 当 健康局 健康推進部 こころの健康センター （電話 6922-8520）

## 西成区

### 11. 酒害教室について

#### 意見概要

これまでも継続されてきた酒害教室については、西成区をはじめ 12 区で開催されているが、市内 24 区の半分でしかない。また、西成区など一部の区を除いて、月 1 回のみの開催にとどまっている区が多いのが現状であり、さらに、予算縮小を迫られている区もあると聞く。折しも平成 28 年 6 月以降、「アルコール健康障害対策基本法」における国の基本政策が制定され、自治体の計画も策定していくという時期に、既存の事業である酒害教室の予算を縮小するとはどういうことなのか。アルコール依存症は、一般的な疾患と同様、予防が重要である。保健福祉センターにおける酒害教室は予防という観点からも有効であると言える。都市部においては、大阪府下でも数少ない衰退していない行政の事業であり、守り育てていくことは、大阪市の計画の柱ともなりうる。これを縮小してどのような新規計画を立てておられるのか、お教え頂きたい。

アルコール依存症を持つ市民が、回復に不可欠な自助グループに定着することは、「否認の病」と言われることが示すように、多くの時間と機会を必要とする。現在、断酒会や AA など、現在自助グループに定着している人の中には、酒害教室の経験者が多いことから、酒害教室が自助グループにつなぐパイプ役を担っており、定着に必要な多くの時間と機会を提供していることがわかるさらに、昨今より高齢者、女性のアルコール問題や、依存症予備軍が増加している中、高齢者、女性の参加しやすい昼間に開催されている社会的意義も大きい。内容としては、アルコール専門医療機関の医師やメディカルスタッフ（医師、看護師以外の医療従事者）を招聘しており、酒害者本人のみならず、参加する家族や地域の支援者にとっても、貴重な疾病教育の場ともなっている。加えてアルコール関連問題をもつ市民が酒害教室参加のために保健福祉センターへ足を運ぶことが、行政の相談窓口につながりやすくなるという効果が見逃せない。アルコール問題を抱える市民が、酒害教室への参加をきっかけに相談につながったというケースもあり、潜在的なアルコール問題の掘り起しとしても有効であると言える。

潜在化しやすいアルコール問題に、適切なアウトリーチを行う責任が行政にはあり、アウトリーチ機能を併せ持つ酒害教室を参加人数で評価することは本末転倒である、目に見える数字だけにとらわれず、目に見えない効果に注目し、総合的に考える必要がある。期待される効果に基づいて、今後、全区での開催と、より高い頻度での開催を検討いただきたい。

## 回 答

酒害教室は市内 12 区におきましてアルコール依存症の回復やその家族を対象に、アルコール関連問題についての正しい知識の普及や治療の動機づけを行い、体験談等を語り合うことによって、アルコール依存症からの回復を支援することを目的として開催しております。昼間開催の酒害教室は、多くが夜間に開催されている断酒会等、より女性や身体の不自由な高齢者にとっては貴重な教育の場となっております。新規事業の予定は今のところありませんが、平成 28 年 5 月に、国においてアルコール健康障害対策推進基本計画が策定されましたので、本市においても今後は酒害教室の全区での開催等を含めアルコール健康障がい対策について取り組むことが重要であると認識しております。平成 29 年度においては酒害教室の開催回数は縮小することなく、継続する予定です。

担 当 | 健康局 健康推進部 こころの健康センター ( 電話 6922-8520 )



西成区

15. 薬物関連問題に対応できる医療従事者の確保について

意見概要

西成区では、薬物関連問題事例が多い。単身者のみでなく、乳幼児を持つ若い母親も多く、児童虐待問題として追跡している事例も少なくない。薬物依存症者は医療につなぐまでの関わりに時間がかかり困難であるが、医療を受ける段階まで支援しても、受診できる医療機関がなければ、支援は途絶えてしまう。現在、薬物依存症者の診療を断わる医療機関は多く、専門医療機関は市内にほとんどない状況である。専門知識を持った医師の養成および技術支援を早急に行い、精神科医療機関に薬物問題専門医の設置について補助する等の対策を強く求める。

回 答

薬物関連問題が社会的にも問題となり本市としても市民講座や関係者への研修を実施して広く啓発活動に努めています。また、家族支援のためのワークショップも企画開催しています。専門医による薬物相談をこころの健康センターで定期的実施しており、専門医療機関や支援機関との連携が今後も、必要であると認識しています。

また、大阪市、大阪府、大阪府警は、あいりん地域における覚せい剤等の薬物取引や、ごみの不法投棄など地域の発展のために解決が急がれる課題に対して、3者が協力して、地域の環境整備を強力に進めるために平成 26 年度からの 5 か年計画をとりまとめました。

その中で、薬物依存症者本人及び家族に対する専門的ケアが必要であるため、薬物依存症者本人に対する支援専門プログラムの実施や悩みを抱える家族への支援、薬物依存症者を支援する機関の職員及び医療機関に対する専門研修を実施することで、薬物依存症者に対する専門的ケアを推進し、早期回復を図るための体制づくりを進めています。

専門知識を持った医師の養成等に関しては、非常に専門性の高い課題であることから、現状において対策を実施することは困難であると考えております。

担 当 | 健康局 健康推進部 こころの健康センター (電話 6922-8520 )

西成区

16. 精神障がい者の救急医療体制について

意見概要

精神科合併症の救急医療システムの運用が平成 27 年 8 月から開始されてはいるものの、依然として精神障がい者が他疾患治療目的で治療や入院を希望しても、その障がい特性や症状を理由に受け入れしてもらえないことがある。大阪市民病院機構所管をはじめ公的な医療機関等が主体的かつ積極的に受け皿となるようその体制づくりを進めるよう意見する。

回 答

精神科合併症患者の受診・入院の受け入れに関しましては、各医療機関において状況に応じて受け入れ態勢が確保されているところと考えております。

一方で、精神科救急医療体制の整備につきましては、大阪府及び堺市と共同で、精神科合併症の救急医療システムの運用を平成 27 年 8 月より開始いたしました。本システムでは、二次救急等で身体科治療を行う際に、精神科病院の精神科医がコンサルテーションを実施する体制を確保するとともに、二次救急等で身体的な治療を終えた方が、精神科病院にスムーズに転院できる体制を確保することとしております。

本システムがより有効に活用されるよう、引き続き、救急医療機関や関係機関へ周知を行うとともに、体制整備に努めてまいります。

担 当 健康局 健康推進部 こころの健康センター ( 電話 6922-8520 )